

## 特定医療費(指定難病)受給者証、

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの皆さまへ

# 療養費払(償還払)に関する御案内

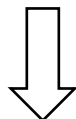
～医療費のお支払い前に御覧ください～

難病又は小児慢性の受給者証が医療機関で提示できなかった場合、払いすぎた医療費は療養費払（償還払）のお手続きができます。

令和3年4月1日より、お支払方法によりお返しできなくなった医療費がございますので、医療費のお支払い前に下記を御覧ください。

### 注意事項

市町村が発行する受給者証（子ども医療費、県障、県親）でお支払いされた医療費は、自己負担上限額より払いすぎていても、県から医療費の払い戻しができません。



ではどうすれば…？

### 医療機関で

原則、医療保険（介護保険）の負担割合（3割など）でお支払いください。

なお、治療内容により子ども医療費等の受給者証でお支払いされた方が、難病又は小児慢性の受給者証をお使いいただいてお支払いするより負担が軽い場合もございます。その場合は受給者様の御判断により子ども医療費等の受給者証でお支払いされても構いません。

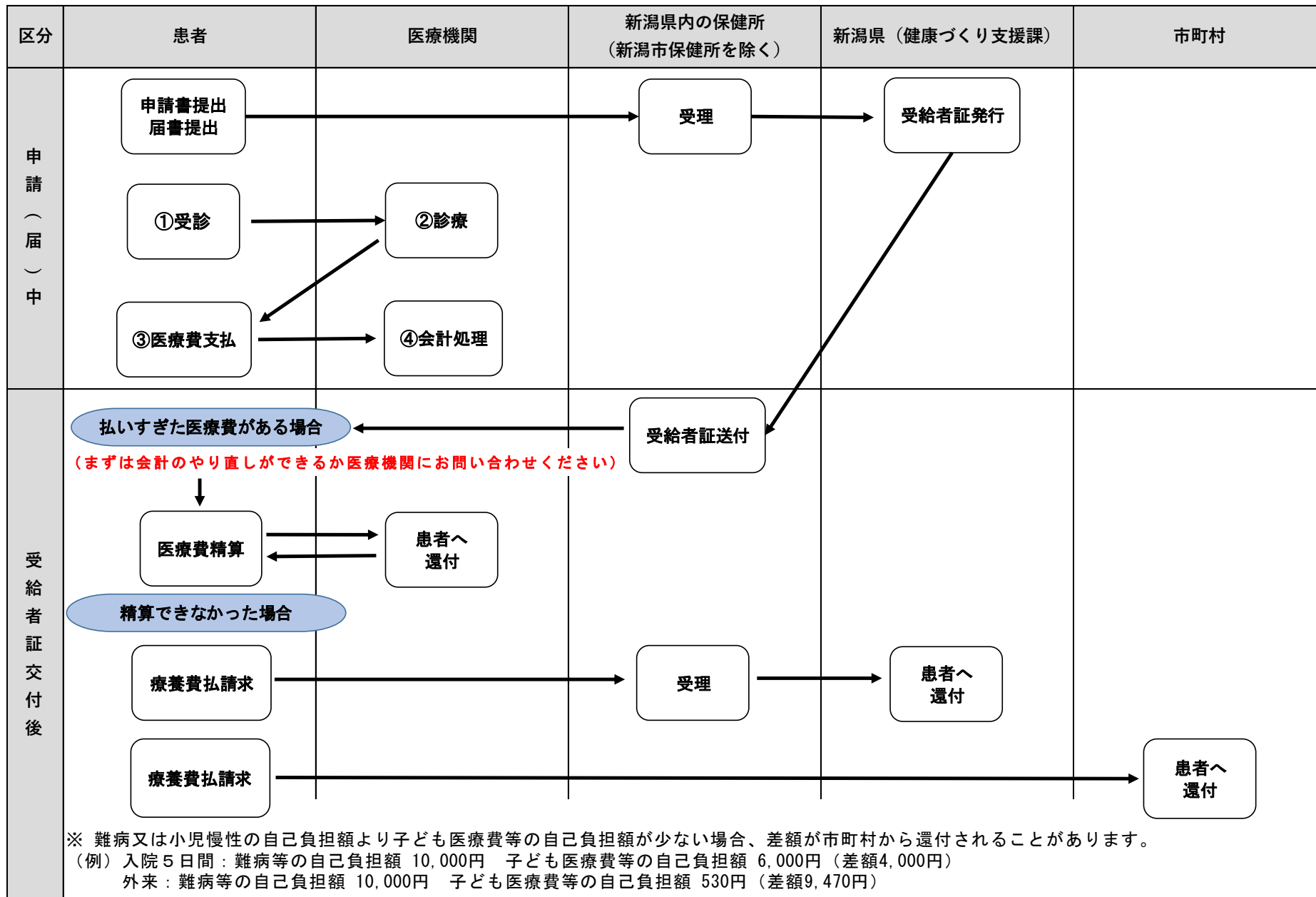
(※ 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を提示されると医療費の支払額を一定額で抑えることができます。)

### 難病又は小児慢性の受給者証のお手元に届いたら

裏面の手順に沿ってお手続きください。手続き方法の詳細は受給者証の交付時に保健所より御案内いたします。 **(裏面があります)**

<特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方へお配りしています>

<療養費払（償還払）の手順>



<お問い合わせ> ご不明な点は新潟県福祉保健部健康づくり支援課(025-280-5202,025-280-5197)又はお住まいの地域の保健所までお問い合わせください。